

届出関係

202 大気汚染防止法該当ばい煙発生施設・工場・事業場数

(令和2年3月31日現在)

区分	項 番 号	施設名	計	門司 区	小倉 北区	小倉 南区	若松 区	八幡 東区	八幡 西区	戸畑 区
工場	1	ボ イ ラ ー	374	28	66	43	109	10	75	43
	2	ガス発生炉・ガス加熱炉	2							2
	3	焙焼炉・焼結炉・か焼炉	10		2		1			7
	4	溶 鋳 炉 ・ 転 炉 ・ 平 炉	11		6					5
	5	金 属 溶 解 炉	60	3	3	23	17	3		11
	6	金 属 加 熱 炉	209	9	15	7	30	39	10	99
	7	石 油 加 熱 炉	11				2			9
	9	焼 成 炉 ・ 溶 融 炉	33		8		6		18	1
	10	反 応 炉 ・ 直 火 炉	43				23		8	12
	11	乾 燥 炉	96	6	6		41	8	9	26
	12	電 気 炉	8		1		5			2
	13	廃 棄 物 焼 却 炉	12				6		1	5
	19	塩 素 反 応 施 設 等	20		6		3		9	2
	21	磷 鋳 石 反 応 施 設 等	1	1						
	22	ふ っ 酸 凝 縮 施 設 等	2						2	
	27	硝 酸 吸 収 施 設 等	8						8	
	28	コ ー ク ス 炉	6				2			4
	30	デ ィ ー ゼ ル 機 関	10		8			1		1
	計			916	47	121	73	245	61	140
事業場	1	ボ イ ラ ー	376	34	127	53	51	50	46	15
	13	廃 棄 物 焼 却 炉	18	6	5		3		3	1
	30	デ ィ ー ゼ ル 機 関	87	4	15	11	9		42	6
	計		481	44	147	64	63	50	91	22
合 計			1397	91	268	137	308	111	231	251
事業場数	工 場		160	18	20	18	51	9	23	21
	事 業 場		207	22	62	31	28	15	36	13
	計		367	40	82	49	79	24	59	34

203 電気事業法該当ばい煙発生施設・工場・事業場数

(令和2年3月31日現在)

区分	項 番 号	施設名	計	門 司 区	小倉 北 区	小倉 南 区	若松 区	八幡 東 区	八幡 西 区	戸畑 区
工場	1	ボ イ ラ ー	11		3		1		1	6
	29	ガ ス タ ー ビ ン	4			1	1		2	
	30	デ ィ ー ゼ ル 機 関	62	1	8	7	10	2	8	26
	31	ガ ス 機 関	8	1				6	1	
	計		85	2	11	8	12	8	12	32
事業場	1	ボ イ ラ ー	6		4		2			
	29	ガ ス タ ー ビ ン	70	8	19	9	7	17	8	2
	30	デ ィ ー ゼ ル 機 関	205	17	76	25	23	16	42	6
	31	ガ ス 機 関	13	4	4				3	2
	計		294	29	103	34	32	33	53	10
合 計			379	31	114	42	44	41	65	42
事業場数	工 場		27	2	4	4	6	1	5	5
	事 業 場		214	25	73	28	21	19	39	9
	計		241	27	77	32	27	20	44	14

204 ガス事業法該当ばい煙発生施設・工場・事業場数

(令和2年3月31日現在)

項 番 号	施設名	計	門司 区	小倉 北区	小倉 南区	若松 区	八幡 東区	八幡 西区	戸畑 区
1	ボ イ ラ ー	4				4			
30	デ ィ ー ゼ ル 機 関	2				2			
計		6	0	0	0	6	0	0	0
工 場 ・ 事 業 場 数		1	0	0	0	1	0	0	0

205 大気汚染防止法該当一般粉じん発生施設・工場・事業場数

(令和2年3月31日現在)

項 番 号	施設名	計	門司 区	小倉 北区	小倉 南区	若松 区	八幡 東区	八幡 西区	戸畑 区
1	コークス炉	4				2			2
2	堆 積 場	208	26	28	16	45	1	31	61
3	ベルト・バケットコンベア	890	40	193	20	254		114	269
4	破 碎 機 ・ 摩 碎 機	110	20	19	11	15		22	23
5	ふ る い	86	15	15	7	15		12	22
計		1298	101	255	54	331	1	179	377
工 場 ・ 事 業 場 数		99	19	13	5	26	1	18	17

206 電気事業法該当一般粉じん発生施設・工場・事業場数

(令和2年3月31日現在)

項 番 号	施設名	計	門司 区	小倉 北区	小倉 南区	若松 区	八幡 東区	八幡 西区	戸畑 区
2	堆 積 場	1				1			
3	ベルト・バケットコンベア	7				3		4	
計		8	0	0	0	4	0	4	0
工 場 ・ 事 業 場 数		3	0	0	0	2	0	1	0

207 鉱山安保法該当一般粉じん発生施設・工場・事業場数

(令和2年3月31日現在)

項 番 号	施設名	計	門司 区	小倉 北区	小倉 南区	若松 区	八幡 東区	八幡 西区	戸畑 区
2	堆 積 場	13			13				
3	ベルト・バケットコンベア	48	1		47				
4	破 碎 機 ・ 摩 碎 機	11	1		10				
5	ふ る い	9	1		8				
計		81	3	0	78	0	0	0	0
工 場 ・ 事 業 場 数		4	1	0	3	0	0	0	0

208 大気汚染防止法該当揮発性有機化合物排出施設・工場・事業場数

(令和2年3月31日現在)

項 番 号	施設名	計	門司 区	小倉 北区	小倉 南区	若松 区	八幡 東区	八幡 西区	戸畑 区
2	吹 付 塗 装 施 設	4		3		1			
3	塗 装 乾 燥 施 設	5				2			3
4	銅張積層板等接着乾燥施設	7	1						6
5	そ の 他 接 着 乾 燥 施 設	3							3
6	オフセット輪転印刷乾燥施設	1				1			
7	グラビア印刷乾燥施設	3							3
8	洗 淨 施 設	1	1						
9	貯 蔵 タ ン ク	12				8		3	1
計		36	2	3	0	12	0	3	16
工 場 ・ 事 業 場 数		11	2	1	0	3	0	1	4

209 大気汚染防止法該当水銀排出施設・工場・事業場数

(令和2年3月31日現在)

項 番 号	施設名	計	門司 区	小倉 北区	小倉 南区	若松 区	八幡 東区	八幡 西区	戸畑 区
7	セ メ ン ト 焼 成 炉	2		1				1	
8	廃 棄 物 焼 却 炉	34	6	5		10		4	9
計		36	6	6	0	10	0	5	9
工 場 ・ 事 業 場 数		18	3	3	0	6	0	3	3

210 電気事業法該当水銀排出施設・工場・事業場数

(令和2年3月31日現在)

項 番 号	施設名	計	門司 区	小倉 北区	小倉 南区	若松 区	八幡 東区	八幡 西区	戸畑 区
1	小 型 石 炭 混 焼 ボ イ ラ ー	6				2		1	3
計		6	0	0	0	2	0	1	3
工 場 ・ 事 業 場 数		4	0	0	0	2	0	1	1

211 北九州市公害防止条例(大気)該当指定施設・工場・事業場数

(令和2年3月31日現在)

区分	項番号	施設名	計	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
工場	1	ボ イ ラ ー	142	19	19	21	27	18	21	17
	2	焙焼炉・焼結炉・か焼炉	31				31			
	3	金 属 溶 解 炉	6			2			1	3
	4	金 属 加 熱 炉	33	2	1	6	4	5	7	8
	6	焼 成 炉 ・ 溶 融 炉	3		1				1	1
	7	反 応 炉 ・ 直 火 炉	2	1						1
	8	乾 燥 炉	19	2			9	2	4	2
	10	廃 棄 物 焼 却 炉	3				2			1
		計	239	24	21	29	73	25	34	33
事業場	1	ボ イ ラ ー	440	35	125	71	29	53	89	38
	7	反 応 炉 ・ 直 火 炉	1				1			
	8	乾 燥 炉	2							2
	10	廃 棄 物 焼 却 炉	7	3		2	1		1	
		計	450	38	125	73	31	53	90	40
合 計			689	62	146	102	104	78	124	73
事業場数	工 場		100	10	13	10	24	9	21	13
	事 業 場		283	26	80	46	22	25	57	27
	計		383	36	93	56	46	34	78	40

212 令和元年度大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の届出件数

(令和2年3月31日現在)

項 番 号	作業の種類	計	門司 区	小倉 北区	小倉 南区	若松 区	八幡 東区	八幡 西区	戸畑 区
1	解体作業	26	3	4	6	5		7	1
2	解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去する作業	19		1	1			17	
3	解体工事のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが困難な作業	0							
4	改造・補修作業	44	5	15	2	2	1	6	13
届出件数※		87	8	19	9	7	1	29	14

※項番号1～4に係る合計数のうち、重複を除いた数を計上した。

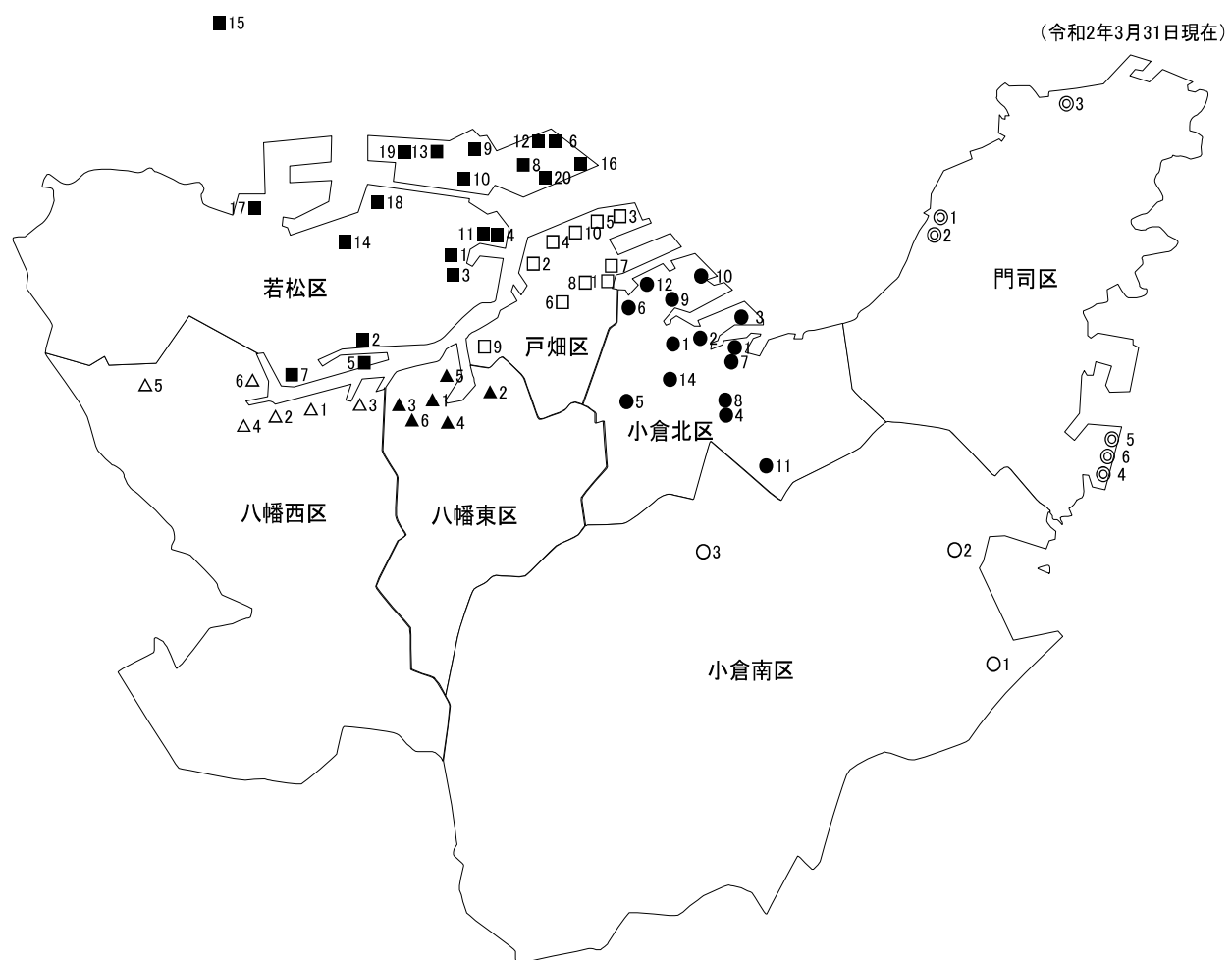
213 硫黄酸化物総量規制特定工場一覧表

(令和2年3月31日現在)

区	番号	事業所名	区	番号	事業所名
門 司 ◎	1	ニッカウキスキー(株)門司工場	戸 畑 □	1	日鉄ケミカル&マテリアル(株) 九州製造所
	2	関門製糖(株)		2	日本製鉄(株) 八幡製鉄所(戸畑地区)
	3	小野田化学工業(株) 門司工場		3	光和精鉱(株)
	4	(株)NIPPO 北九州合材工場		4	日鉄高炉セメント(株) 第2石灰工場
	5	北九州市新門司工場		5	(株)テツゲン 八幡支店強酸再生工場
	6	アサヒプリテック(株) 北九州事業所		6	大和製罐(株) 新戸畑工場
小 倉 北 ●	1	小倉合成工業(株)		7	(株)シーケム 九州事業所九州工場
	2	日鉄高炉セメント(株) 第1石灰工場		8	日鉄ロールズ(株)
	3	日本製鉄(株) 八幡製鉄所(小倉地区)		9	大日本印刷(株) 戸畑工場
	4	TOTO(株) 小倉第一工場(金具)		10	戸畑共同火力(株) 戸畑共同発電所
	5	九州旅客鉄道(株) 小倉総合車両センター	若 松 ■	1	日揮触媒化成(株) 北九州事業所
	6	日鉄高炉セメント(株) セメント工場		2	東海カーボン(株) 九州若松工場
	7	西部ガステクノソリューション(株) 浅野事業所		3	(株)日立金属若松
	8	TOTOサニテクノ(株) 小倉工場		4	(株)トーカイ
	9	前田道路(株) 北九州合材工場		5	日鉄テックスエンジ(株) パーティクルボード事業部
	10	北九州市日明工場		6	日本コークス工業(株) 北九州事業所
	11	北九州メディアドーム		7	東京製鐵(株) 九州工場
	12	九州電力(株) 新小倉発電所		8	ケイミュー(株) 北九州工場
	13	一般財団法人平成紫川会 小倉記念病院		9	吉野石膏(株) 北九州工場
	14	公立大学法人九州歯科大学		10	喜楽鉱業(株) 北九州工場
小 倉 南 ○	1	TOTOアクアテクノ(株) 本社・小倉工場		11	(株)日立金属若松 安瀬工場
	2	サカエ理研工業(株) 北九州工場		12	JM活性コークス(株)
	3	日本中央競馬会小倉競馬場		13	(株)ブリヂストン 北九州工場
八 幡 東 ▲	1	日本製鉄(株) 八幡製鉄所(八幡地区)		14	常石鉄工(株) 若松スチール工場
	2	(株)山本工作所		15	白島国家石油備蓄基地
	3	九州製紙(株) 北九州工場		16	中間貯蔵・環境安全事業(株)北九州PCB処理事業所
	4	日鉄ステンレス(株) 八幡製造所		17	響灘菜園(株)
	5	日鉄環境(株) 北九州支店水道課(八幡地区)		18	ひびきエル・エヌ・ジー(株) ひびきLNG基地
	6	ワタキューセイモア(株) 北九州工場		19	ひびき灘石炭・バイオマス発電所
八 幡 西 △	1	三菱ケミカル(株) 福岡事業所		20	響灘火力発電所
	2	三菱マテリアル(株) 九州工場黒崎地区			
	3	黒崎播磨(株)			
	4	北九州市皇后崎工場			
	5	学校法人産業医科大学			
	6	(株)デンソー九州			

行政区名の下の記号は、「214 硫黄酸化物総量規制特定工場位置図」の事業所位置に対応する

214 硫黄酸化物総量規制特定工場位置図



(注)
 数字は、硫黄酸化物総量規制特定工場一覧表の事業所番号を示す
 硫黄酸化物総量規制特定工場の位置は、行政区ごとに下記記号で示す
 [記号] ◎:門司区 ●:小倉北区 ○:小倉南区 ▲:八幡東区 △:八幡西区
 □:戸畑区 ■:若松区

215 特定工場等の硫黄酸化物排出量及び窒素酸化物排出量の経年変化

(m3N/時)

年度	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
硫黄酸化物排出量	388	317	298	312	224	187	166	138	185	158	166	139
窒素酸化物排出量	1,470	1,247	1,387	1,316	1,258	1,141	1,215	1,143	1,306	1,167	1,279	1,153

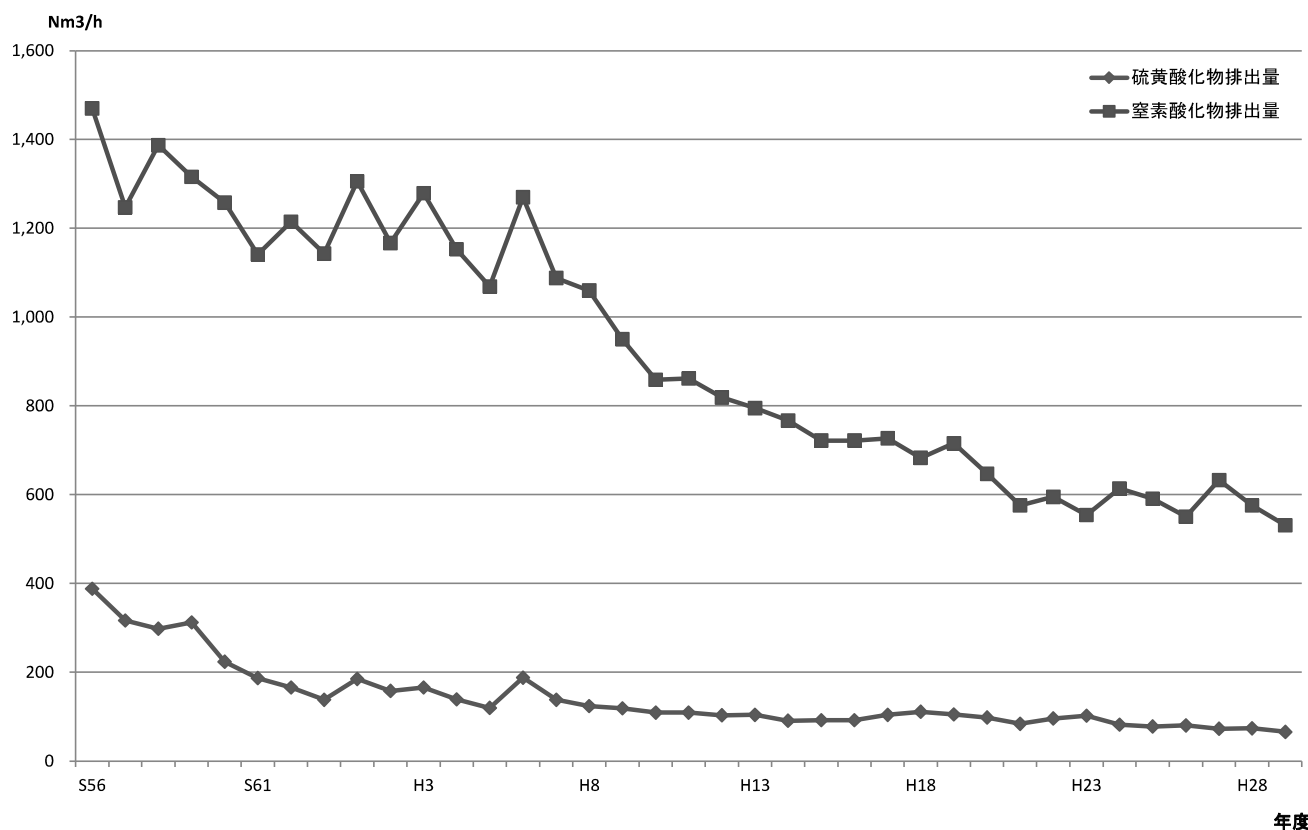
年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
硫黄酸化物排出量	120	188	138	124	119	109	109	103	104	91	92	92
窒素酸化物排出量	1,069	1,270	1,088	1,060	950	859	862	819	795	767	722	722

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
硫黄酸化物排出量	104	111	105	98	84	96	102	82	78	80	73	74
窒素酸化物排出量	727	683	716	647	576	595	554	614	591	551	633	576

年度	H29	H30
硫黄酸化物排出量	66	69
窒素酸化物排出量	531	521

特定事業者から報告された前年度分の硫黄酸化物と窒素酸化物の排出量を集計したもの。
令和元年度の報告は、特定事業者から報告を受けた平成30年度分の排出量の集計である。

216 特定工場等の硫黄酸化物排出量及び窒素酸化物排出量の経年変化グラフ



217 瀬戸内海環境保全特別措置法該当特定施設・事業場数

(令和2年3月31日現在)

号	特定施設を設置する業種等	特 定 施 設 数							計
		門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	
7	砂糖製造業	21							21
10	飲料製造業	27							27
12	動植物油脂製造業		2		1				3
24	化学肥料製造業	8					3		11
26	無機顔料製造業				2			5	7
27	無機化学工業製品製造業(25・26号を除く)		5		115		26	1	147
29	コーラル製品製造業							10	10
32	有機顔料又は合成染料の製造業						19		19
33	合成樹脂製造業				2		13		15
37	石油化学工業(31～36・51号を除く)						149		149
40	脂肪酸製造業		3						3
46	有機化学工業製品製造業(28～45号を除く)		7		2		50	18	77
47	医薬品製造業						14		14
54	セメント製品製造業				10				10
61	鉄鋼業		18		6	30		46	100
62	非鉄金属製造業	4			12				16
63	金属製品製造業又は機械器具製造業			20		6	7		33
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設				2			3	5
64	ガス供給業又はコークス製造業				6			1	7
64の2	水道、工業用水道又は自家用工業水道施設						17	15	32
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	12	1	10	17	28	8	25	101
66	電気めっき施設	5		15				6	26
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業					1		1	2
67	洗たく業					31			31
68の2	病院		47	38					85
70	廃油処理業				1				1
71	自動式車両洗浄施設							2	2
71の2	研究、試験又は検査機関等							1	1
71の4	産業廃棄物処理施設				9			8	17
71の6	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの蒸留施設						3	2	5
72	し尿処理施設							2	2
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	1	2	1	3	3	3	14
	みなし指定地域特定施設		4		2	4		5	15
合 計 (みなし指定地域特定施設を除く。)		78	84	85	186	99	312	149	993
特 定 事 業 場 数		5	6	3	19	4	4	7	48

218 水質汚濁防止法該当特定施設・貯蔵施設・事業場数

(1) 特定施設・事業場数(公共用水域に排出するもの)法第5条第1項対象

(令和2年3月31日現在)

号	特定施設を設置する業種等	特 定 施 設 数							計
		門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	
1.2	畜産農業又はサービス業			1	4				5
2	畜産食料品製造業	1			2				3
3	水産食料品製造業	45	3	3	6				57
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	3					2		5
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	1			1				2
10	飲料製造業			7					7
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業				3				3
17	豆腐又は煮豆の製造業	1		1		1			3
21.3	合板製造業								0
22	木材薬品処理業		1						1
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業					6			6
23.2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	2	3						5
26	無機顔料製造業								0
27	無機化学工業製品製造業(25・26号を除く)	4			6		5	3	18
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業				1				1
33	合成樹脂製造業			3					3
46	有機化学工業製品製造業(28～45号を除く)							1	1
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む)				7				7
51.2	ゴム製品製造業	1		3					4
53	ガラス又はガラス製品製造業				2				2
54	セメント製品製造業	7			4				11
55	生コンクリート製造業	6	2	3	3		2	1	17
58	窯業原料(うわ薬原料を含む)の精製業							1	1
59	採石業	1		1					2
60	砂利採取業	1							1
62	非鉄金属製造業				16				16
63	金属製品製造業又は機械器具製造業				1		8	3	12
64.2	水道、工業用水道又は自家用工業水道施設						8		8
65	酸又はアルカリによる表面処理施設		2	2	4	3	27	3	41
66	電気めっき施設			1		17	1		19
66.3	旅館業		4	6	2	9	7		28
66.5	弁当仕出屋又は弁当製造業								0
66.6	飲食店	1		2					3
67	洗たく業				1				1
68	写真現像業			1					1
68.2	病院				15		51		66
70.2	自動車分解整備業		5				1	2	8
71	自動式車両洗浄施設	10	8	10	1	1	5	2	37
71.2	研究、試験又は検査機関等				16		2	61	79
71.4	産業廃棄物処理施設	4			5				9
71.5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設			1					1
72	し尿処理施設		1	1					2
73	下水道終末処理施設	1	1	1	1		2		6
74	特定事業場から排出される水の処理施設				2				2
	みなし指定地域特定施設	3	1		2	2		1	9
合	計 (みなし指定地域特定施設を除く。)	89	30	47	103	37	121	77	504
	特 定 事 業 場 数	35	22	27	30	13	18	14	159

(2)有害物質使用特定施設・事業場数(公共用水域以外に排出するもの)法第5条第3項対象 (令和2年3月31日現在)

号	有害物質使用特定施設を設置する業種等	特 定 施 設 数							計
		門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	
23.2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業		1			3			4
27	無機化学工業製品製造業(25・26号を除く)		1		4		1		6
62	非鉄金属業				2				2
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	17	1	1	14		21		54
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	16		1	26	1	34		78
66	電気めっき施設	25	5	2	16		16	2	66
67	洗たく業	2	2	3	2	1	1		11
68	写真現像業		3	2		2	2		9
68.2	病院		9	1		6		1	17
71の2	研究、試験又は検査機関等	12	52	48	275	3	120	327	837
71の4	産業廃棄物処理施設				18				18
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設	5	3					1	9
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設	1						1	2
74	特定事業場から排出される水の処理施設		1		4				5
合 計		78	78	58	361	16	195	332	1118
特 定 事 業 場 数		9	15	10	22	12	15	8	91

(3)有害物質貯蔵指定施設・事業場数

(令和2年3月31日現在)

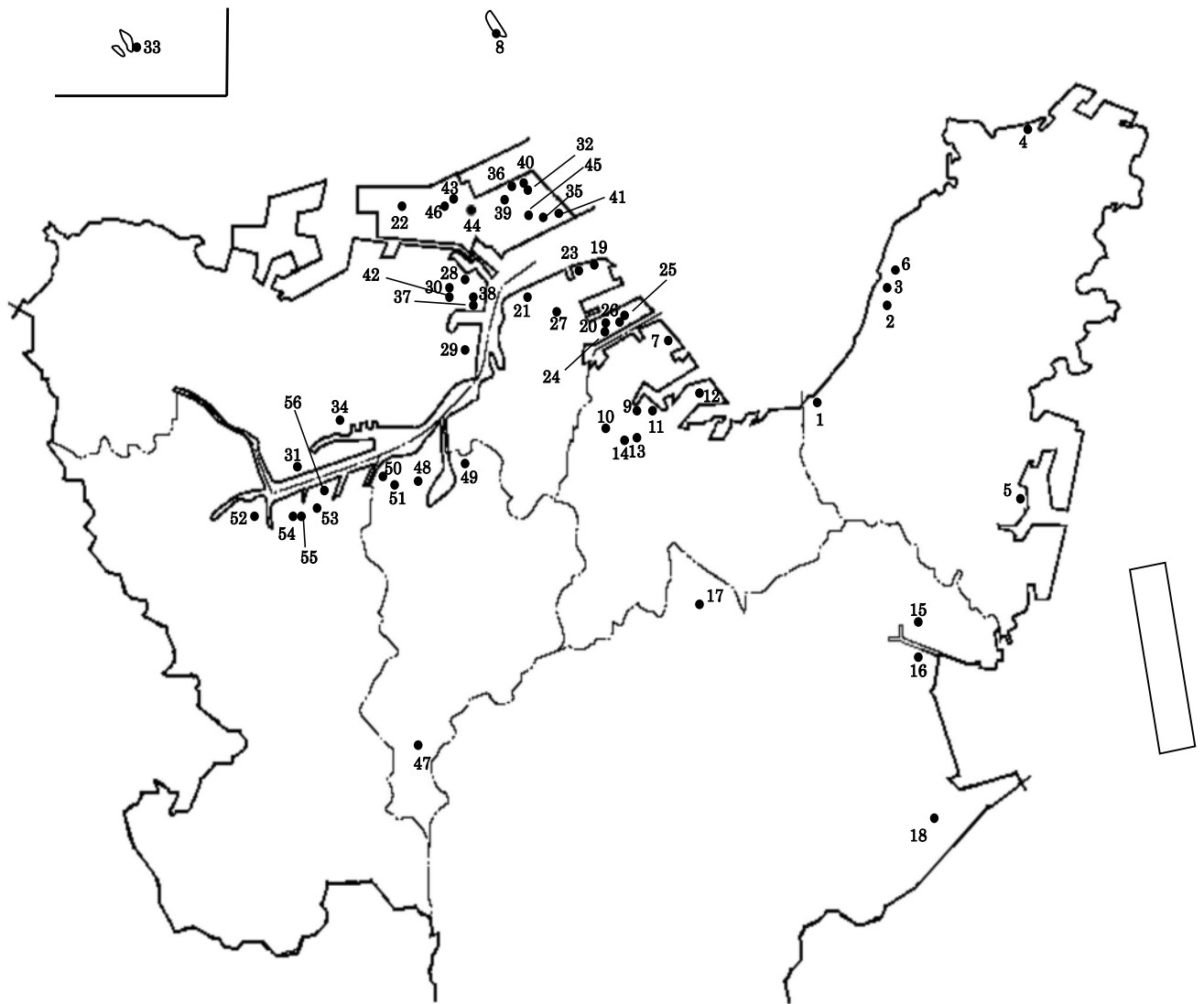
区	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計
有 害 物 質 貯 蔵 指 定 施 設 数	21	1	0	103	17	88	85	315
事 業 場 数	11	1	0	19	3	15	9	58

219 日平均排水量 50m³以上の水質汚濁防止法規制対象工場・事業場

(令和2年3月31日現在)

番号	事業場名	番号	事業場名
1	新町浄化センター	30	日揮触媒化成(株) 北九州事業所
2	関門製糖(株)	31	東京製鐵(株) 九州工場
3	ニッカウキスキー(株) 門司工場	32	日本コークス工業(株)北九州事業所
4	小野田化学工業(株) 門司工場	33	白島国家石油備蓄基地
5	古河電工産業電線(株) 九州工場	34	東海カーボン(株) 九州若松工場
6	神鋼メタルプロダクツ(株)	35	BASF戸田バッテリーマテリアルズ合同会社
7	日明浄化センター	36	(株)サニックスひびき工場
8	藍島漁業集落排水終末処理施設	37	(株)トーカイ
9	カネミ倉庫(株)	38	東海カラー(株)
10	(株)大阪ソーダ 小倉工場	39	ケイミュー(株) 北九州工場
11	小倉合成工業(株)	40	JM活性コークス(株)
12	日本製鉄(株)八幡製鐵所(小倉地区)	41	東邦チタニウム(株) 若松工場
13	健和会大手町病院	42	AGCエスアイテック(株)
14	(新)健和会大手町病院	43	大阪精工(株) 九州工場
15	曽根浄化センター	44	タテホ化学工業(株)
16	サカエ理研工業(株) 北九州工場	45	(株)響灘火力発電所
17	国立病院機構小倉医療センター	46	日本環境設計(株) 北九州響灘工場
18	TOTOアクアテクノ(株) 本社・小倉工場	47	河内病院
19	光和精鉱(株) 戸畑製造所	48	日本製鉄(株)八幡製鐵所(八幡地区)
20	日鉄ケミカル&マテリアル(株) 九州製造所	49	(株)山本工作所
21	日本製鉄(株)八幡製鐵所(戸畑地区)	50	日鉄ステンレス(株) 八幡製造所
22	ひびき灘石炭・バイオマス発電所	51	ワタキューセイモア(株) 北九州営業所
23	戸畑共同火力(株) 戸畑共同発電所	52	皇后崎浄化センター
24	(株)シーケム 九州事業所九州工場	53	(株)新菱
25	JNCマテリアル(株) 戸畑工場	54	三菱ケミカル(株) 福岡事業所
26	ジェイカムアグリ(株) 戸畑工場	55	ジェイカムアグリ(株) 黒崎工場
27	日鉄テックスエンジ(株)八幡事業センター	56	(株)エーピーアイコーポレーション 黒崎工場
28	北湊浄化センター		
29	(株)Jーオイルミルズ 若松工場		

220 日平均排水量 50m³以上の水質汚濁防止法規制対象工場・事業場位置図



221 排水量別特定事業場数及び排水量(排水量 50m³/日以上)

(令和2年3月31日現在)

排水量(m ³ /日)	特定事業場数		排水量(千m ³ /日)	
		%		%
10万以上	7	12.5%	6688.3	91.9%
1万以上 10万未満	11	19.6%	531.7	7.3%
1千以上 1万未満	17	30.4%	48.3	0.7%
100以上 1千未満	18	32.1%	7.6	0.1%
50以上 100未満	3	5.4%	0.2	0.0%
計	56	100.0%	7276.1	100.0%

222 業種別特定事業場数及び排水量(排水量 50m³/日以上)

(令和2年3月31日現在)

業種	特定事業場数		排水量(千m ³ /日)	
		%		%
電気業	3	5.4%	4200.3	57.7%
食料品製造業	3	5.4%	29.3	0.4%
化学工業	17	30.3%	251.6	3.5%
石油・石炭製品製造業	2	3.6%	151.5	2.1%
鉄鋼業	8	14.3%	1767.5	24.3%
下水道業	5	8.9%	816.9	11.2%
その他	18	32.1%	59.0	0.8%
計	56	100.0%	7276.1	100.0%

223 業種別有害物質使用特定事業場数

(5条1項関係)

(令和2年3月31日現在)

業種	特定事業場数	
化学工業	13	(10)
試験研究機関等	4	(0)
金属製品製造業	2	(1)
鉄鋼業	5	(5)
産業廃棄物処理業	4	(2)
非鉄金属製品製造業	1	(1)
石油・石炭製品製造業	2	(2)
一般機械器具製造業	2	(2)
その他	9	(2)
計	42	(25)

(5条3項関係)

(令和2年3月31日現在)

業種	特定事業場数
試験研究機関等	24
写真プリント・現像焼付	9
金属製品製造業	15
洗濯業	10
病院	6
印刷業	5
化学工業	3
産業廃棄物処理業	4
その他	15
計	91

(注) ()は、排水量50m³/日以上のある事業場で、内数である。

224 北九州市公害防止条例(水質)該当指定施設・工場数

(令和2年3月31日現在)

番 号	記 号	業 種	指 定 施 設 数						
			門 司	小 倉 北	小 倉 南	若 松	八 幡 東	八 幡 西	戸 畑
1	ー	食料品製造業(50m ³ /日以上のもの)			2				2
2	ア	繊維工業並びになめし革、 なめし革製品及び毛皮の製造業							
	イ	パルプ、紙及び紙加工品の製造業							
3	ア	石油製品及び石炭製品の製造業							
	イ	化 学 工 業							1
4	ア	窯業及び土石製品の製造業			1				1
	イ	鉄 鋼 業							
	ウ	非 鉄 金 属 製 造 業							
	エ	金属製品及び機械器具の製造業							
5	ー	そ の 他 の 産 業 [給食用調理施設(100m ³ /日以上)]							
合 計					3				1
指 定 工 場 数					2				1

225 令和元年度土壤汚染対策法に基づく各種件数

項 目	件 数
① 法第3条調査の結果報告件数※ ¹	4件
② 法第3条ただし書の確認件数※ ¹	5件
③ 法第4条届出件数※ ²	46件
④ 法第4条調査命令件数※ ²	0件
⑤ 法第5条調査命令件数※ ³	0件

※1: 有害物質使用特定施設の廃止時に実施される土壤汚染状況調査の結果報告件数及び当該土地の利用方法からみて土壤汚染により人の健康被害の生ずるおそれがない旨の確認を受けた件数

※2: 土地の形質変更(面積 900m²または 3,000m²以上)に係る届出件数及び届出のあった土地のうち土壤汚染のおそれがある場合の調査命令件数

※3: 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地に係る調査命令の件数

226 土壤汚染対策法に基づく区域指定の状況

(令和2年3月31日現在)

種 別	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	合計
要措置区域	0	0	0	0	0	0	0	0
形質変更時要届出区域	3	11	2	9	21	8	7	61

227 汚染土壤処理業の許可の状況

(令和2年3月31日現在)

種 別	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	合計
セメント製造施設	0	1	0	0	0	1	0	2
分別等処理施設	0	0	0	0	0	1	0	1

228 騒音規制法に基づく届出の特定施設・工場数

(令和2年3月31日現在)

分類及び特定施設名			計	門司区	小倉 北区	小倉 南区	若松区	八幡 東区	八幡 西区	戸畑区
1 金 属 加 工 機 械	イ	圧延機械	256	11	73	4	20	69	1	78
	ロ	製管機械	41	17		1	12			11
	ハ	ベンディングマシン	88	10	9	9	14	10	24	12
	ニ	液圧プレス	270	43	45	34	44	15	57	32
	ホ	機械プレス	391	27	73	30	30	33	178	20
	ヘ	せん断機	361	24	57	24	84	49	48	75
	ト	鍛造機	206	20	34	2	7	141	1	1
	チ	ワイヤーフォーミングマシン	633	86	487		24	35		1
	リ	ブラスト	50	2	4	6	9	3	9	17
	ヌ	タンブラー	42	25		2	1	14		
	ル	切断機	139	34	42	7	24	5	10	17
2		空気圧縮機及び送風機	11,248	608	2,088	745	2,046	1,442	2,055	2,264
3		土石又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい、分級機	680	80	99	68	140	11	119	163
4		織機	31		5				26	
5 建設用 資材製 造機械	イ	コンクリートプラント	24	2	2	6	6		4	4
	ロ	アスファルトプラント	8	3	1				3	1
6		穀物用製粉機	24	10			14			
7 木 材 加 工 機 械	イ	ドラムパーカー	8				8			
	ロ	チップパー	17		4	2	10		1	
	ハ	碎木機	8		2		6			
	ニ	帯のこ機	62	4	17	10	16	2	8	5
	ホ	丸のこ機	135	4	9	21	54	7	25	15
	ヘ	かんな盤	116	4	22	17	18	14	29	12
8		抄紙機	1					1		
9		印刷機械	553	77	278	42	19	37	47	53
10		合成樹脂用射出成形機	244	47	3	79	8	55	46	6
11		鋳造型機	17	8		8			1	
計			15,653	1,146	3,354	1,117	2,614	1,943	2,692	2,787
特定工場届出数			1,320	148	311	149	232	95	263	122

229 振動規制法に基づく届出の特定施設・工場数

(令和2年3月31日現在)

分類及び特定施設名			計	門司区	小倉 北区	小倉 南区	若松区	八幡 東区	八幡 西区	戸畑区
1 金属 加工 機械	イ	液圧プレス	139	12	33	36	5	1	42	10
	ロ	機械プレス	219	5	22	44	13	5	122	8
	ハ	せん断機	137	11	22	27	10	3	37	27
	ニ	鍛造機	8	1	1	4				2
	ホ	ワイヤーフォーミングマシン	0							
2		圧縮機 (冷凍機用は除く)	699	48	180	233	39	13	129	57
3		土石用又は鉱物用の破碎 機、摩砕機、ふるい、分級機	236	78	25	61	14		28	30
4		織機	31		5				26	
5	イ	コンクリートブロックマシン	0							
	ロ	コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	0							
6	イ	ドラムバーカー	1				1			
	ロ	チッパー	5	1		2	1		1	
7		印刷機械	210	26	100	29	19		9	27
8		ゴム練用又は 合成樹脂練用のロール機	7			1			6	
9		合成樹脂用射出成形機	131	5	1	87		7	31	
10		鋳造型機	12	4		8				
計			1,835	191	389	532	102	29	431	161
特定工場届出数			399	51	91	102	36	11	85	23

230 北九州市公害防止条例(騒音)に基づく届出の特定施設・工場数

(令和2年3月31日現在)

分類及び指定施設名			計	門司区	小倉 北区	小倉 南区	若松区	八幡 東区	八幡 西区	戸畑区
1 金属 加工 機械	イ	圧延機械	3							3
	ロ	ベンディングマシン	3	1			2			
	ハ	せん断機	6	1		2			1	2
	ニ	ブラスト	3			1	1			1
2		高速切断機及び プラズマ切断機	75	12	17	3	19		19	5
3		研磨機	78	15	6		10	22	25	
4		空気圧縮機及び送風機	1,422	134	465	167	195	86	258	117
5		土石又は鉱物用の破碎機、摩砕 機、ふるい、分級機	15	2	9		3		1	
6 木材 加工 機械	イ	チッパー	0							
	ロ	帯のこ機	18	2	3	5	5	1		2
	ハ	丸のこ機	59	6	18	8	6	1	16	4
	ニ	かんな盤	124	18	24	17	16	3	39	7
7		クーリングタワー	68	5	19	8	6	3	17	10
計			1,874	196	561	211	263	116	376	151
指定工場届出数			739	86	190	91	81	49	179	63

231 令和元年度騒音規制法に基づく特定建設作業の届出件数

(令和2年3月31日現在)

特定建設作業名	計	門司区	小倉 北区	小倉 南区	若松区	八幡 東区	八幡 西区	戸畑区
1 杭打機・杭拔機	47	3	16	8	4	4	7	5
2 びょう打機	0							
3 削岩機	712	81	153	101	76	71	167	63
4 空気圧縮機	58	9	9	4	6	9	18	3
5 コンクリートプラント	0							
6 バックホウ	5	1		1	2		1	
7 トラクターショベル	0							
8 ブルドーザー	2				1		1	
計	824	94	178	114	89	84	194	71

232 令和元年度振動規制法に基づく特定建設作業の届出件数

(令和2年3月31日現在)

特定建設作業名	計	門司区	小倉 北区	小倉 南区	若松区	八幡 東区	八幡 西区	戸畑区
1 杭打機・杭拔機	47	3	16	8	4	4	7	5
2 鋼球	0							
3 舗装版破碎機	2	1					1	
4 大型ブレーカー	553	66	105	84	67	48	130	53
計	602	70	121	92	71	52	138	58

233 ダイオキシン類対策特別措置法（大気）該当特定施設・工場・事業所数

（令和2年3月31日現在）

号	特定施設の種類の	特 定 施 設 数						
		門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
1	焼結炉		2					1
2	製鋼用電気炉				3			1
4	アルミニウム合金製造施設				2			
5	廃棄物焼却炉	9	3		11		5	10
合 計		9	5		16		5	12
特 定 事 業 場 数		6	2	0	11	0	3	6

234 ダイオキシン類対策特別措置法（水質）該当特定施設・工場・事業所数

（1）瀬戸内海環境保全特別措置法対象事業場

（令和2年3月31日現在）

号	特定施設の種類の	特 定 施 設 数						
		門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
15	廃棄物焼却炉の廃ガス処理施設・灰の貯留施設							15
合 計		0	0	0	0	0	0	15
特 定 事 業 場 数		0	0	0	0	0	0	1

（2）その他の事業場

（令和2年3月31日現在）

号	特定施設の種類の	特 定 施 設 数						
		門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
2	アセチレン洗浄施設				2			
15	廃棄物焼却炉の廃ガス処理施設・灰の貯留施設	9	4		52		1	2
16	PCBの分解施設、PCB汚染物・処理物の洗浄・分離施設				14			
18	下水道終末処理施設		1		1		2	
19	ダイオキシン類特定施設を設置する事業場等から排出される水の処理施設				1			
合 計		9	5	0	70	0	3	2
特 定 事 業 場 数		3	2	0	9	0	2	2